

# 社会福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例案について

信州の木活用課県産材利用推進室

## 1 条例改正の理由

令和7年3月10日に「信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例」が公布・施行され、本条例に基づく基本方針を定めるため、県では「長野県内の建築物等における県産材利用方針」を見直すこととしました。この見直しに合わせて、県産の木材の利用が促進されるよう、社会福祉施設等に関する条例のうち、木材の利用等に係る規定を改正します。

## 2 改正内容

条例の規定中「木材」を「県産の木材」に改める。

## 3 改正の対象となる条例

- (1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成24年長野県条例第63号）別表の第2の10
- (2) 保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第50号）第5条第2項
- (3) 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号）第86条第3項、第118条第2項、第129条第5項、第146条第3項、第161条第2項、第179条第4項及び第197条第3項
- (4) 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長野県条例第52号）第99条第3項、第110条第5項、第128条第3項、第142条第2項、第159条第4項及び第179条第3項
- (5) 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第53号）第5条第4項及び第44条第4項
- (6) 介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第55号）第5条第4項及び第44条第4項
- (7) 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第56号）第3条第2項
- (8) 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第57号）第4条第2項
- (9) 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第58号）第3条第2項
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第61号）第5条第2項

- (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第63号）  
第4条第3項
- (12) 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第69号）第4条第5項
- (13) 介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年長野県条例第16号）第5条第4項及び第44条第4項
- (14) 女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和6年長野県条例第6号）第4条第2項
- (15) 一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年長野県条例第16号）第4条第7項

#### 4 施行予定日

公布の日

## 社会福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(別表) (第3条関係) 第2 施設設備 1～9 略 10 施設設備の内装等には、 <u>県産の木材</u> を利用するよう努めること。	(別表) (第3条関係) 第2 施設設備 1～9 略 10 施設設備の内装等には、木材を利用するよう努めること。

保護施設の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(構造設備の一般原則) 第5条 救護施設等の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者等の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならぬ。 2 救護施設等の内装等には、 <u>県産の木材</u> を利用するように努めなければならない。	(構造設備の一般原則) 第5条 救護施設等の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者等の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならぬ。 2 救護施設等の内装等には、木材を利用するように努めなければならない。

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(設備等) 第86条 指定通所介護事業所には、次に掲げる設備等を設けなければならない。 (1)～(7) 略 2 略 3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、 <u>県産の木材</u> を利用するよう努めなければならない。	(設備等) 第86条 指定通所介護事業所には、次に掲げる設備等を設けなければならない。 (1)～(7) 略 2 略 3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

改 正 案	現 行
<p>4 略 (設備)</p>	<p>4 略 (設備)</p>
<p>第118条 指定通所リハビリテーション事業所には、規則で定めるところにより、指定通所リハビリテーションを行うのにふさわしい規則で定める面積を有する専用の部屋等を設けるとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を設けなければならない。</p>	<p>第118条 指定通所リハビリテーション事業所には、規則で定めるところにより、指定通所リハビリテーションを行うのにふさわしい規則で定める面積を有する専用の部屋等を設けるとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を設けなければならない。</p>
<p>2 前項に定める部屋等の内装等には、<u>県産の木材</u>を利用するよう努めなければならない。 (設備等)</p>	<p>2 前項に定める部屋等の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。 (設備等)</p>
<p>第129条 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項及び第179条において同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項及び第179条において同じ。）とすることができる。</p>	<p>第129条 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項及び第179条において同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項及び第179条において同じ。）とすることができる。</p>
<p>2～4 略 5 第3項各号に掲げる設備の内装等には、<u>県産の木材</u>を利用するよう努めなければならない。 (設備等)</p>	<p>2～4 略 5 第3項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。 (設備等)</p>
<p>第146条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う事業所（以下この節において「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p>	<p>第146条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う事業所（以下この節において「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p>
<p>(1)～(8) 略</p>	<p>(1)～(8) 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、<u>県産の木材</u>を利用するよう努めなければならない。 (設備)</p>	<p>3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。 (設備)</p>
<p>第161条 指定短期入所療養介護事業所には、前条第1項各号に掲げる指定短期</p>	<p>第161条 指定短期入所療養介護事業所には、前条第1項各号に掲げる指定短期</p>

改 正 案	現 行
入所療養介護事業所ごとに、規則で定める設備を設けなければならない。 2 前項に規定する設備の内装等には、 <u>県産の木材</u> を利用するよう努めなければならない。 (設備) 第179条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす指定特定施設の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、この限りでない。	入所療養介護事業所ごとに、規則で定める設備を設けなければならない。 2 前項に規定する設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。 (設備) 第179条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす指定特定施設の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、この限りでない。
2・3 略	2・3 略
4 前項に規定する設備その他の設備の内装等には、 <u>県産の木材</u> を利用するよう努めなければならない。 (設備) 第197条 指定特定施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、居室が規則で定める面積以上である場合には、食堂を設けないことができる。 (1)～(5) 略	4 前項に規定する設備その他の設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。 (設備) 第197条 指定特定施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、居室が規則で定める面積以上である場合には、食堂を設けないことができる。 (1)～(5) 略
2 略	2 略
3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、 <u>県産の木材</u> を利用するよう努めなければならない。	3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る  
介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(設備等) 第99条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所には、次に掲げる設備等を設けなければならない。 (1)～(3) 略 2 略	(設備等) 第99条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所には、次に掲げる設備等を設けなければならない。 (1)～(3) 略 2 略

改 正 案	現 行
<p>3 第1項第1号に掲げる設備の内装等には、<u>県産の木材</u>を利用するよう努めなければならない。 (設備等)</p>	<p>3 第1項第1号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。 (設備等)</p>
<p>第110条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項及び第159条において同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項及び第159条において同じ。）とすることができる。</p>	<p>第110条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項及び第159条において同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項及び第159条において同じ。）とすることができる。</p>
<p>2～4 略</p>	<p>2～4 略</p>
<p>5 第3項各号に掲げる設備の内装等には、<u>県産の木材</u>を利用するよう努めなければならない。 (設備等)</p>	<p>5 第3項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。 (設備等)</p>
<p>第128条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下この節において「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所をいう。第130条及び第132条において同じ。）には、次に掲げる設備等を設けなければならない。</p>	<p>第128条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下この節において「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所をいう。第130条及び第132条において同じ。）には、次に掲げる設備等を設けなければならない。</p>
<p>(1)～(8) 略</p>	<p>(1)～(8) 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、<u>県産の木材</u>を利用するよう努めなければならない。 (設備)</p>	<p>3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。 (設備)</p>
<p>第142条 指定介護予防短期入所療養介護事業所には、前条第1項各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、規則で定める設備を設けなければならない。</p>	<p>第142条 指定介護予防短期入所療養介護事業所には、前条第1項各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、規則で定める設備を設けなければならない。</p>
<p>2 前項に規定する設備の内装等には、<u>県産の木材</u>を利用するよう努めなければならない。 (設備)</p>	<p>2 前項に規定する設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。 (設備)</p>

改 正 案	現 行
<p>第159条 指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす指定介護予防特定施設の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項に規定する設備その他の設備の内装等には、<u>県産の木材</u>を利用するよう努めなければならない。 (設備)</p> <p>第179条 指定介護予防特定施設には、次に掲げる設備を設けなければならぬ。ただし、居室が規則で定める面積以上である場合には、食堂を設けないことができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、<u>県産の木材</u>を利用するよう努めなければならない。</p>	<p>第159条 指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす指定介護予防特定施設の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項に規定する設備その他の設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。 (設備)</p> <p>第179条 指定介護予防特定施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、居室が規則で定める面積以上である場合には、食堂を設けないことができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。</p>

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(設備)</p> <p>第5条 指定介護老人福祉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定介護老人福祉施設の設備の内装等には、<u>県産の木材</u>を利用するよう努めなければならない。 (設備)</p> <p>第44条 ユニット型指定介護老人福祉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p>	<p>(設備)</p> <p>第5条 指定介護老人福祉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定介護老人福祉施設の設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。 (設備)</p> <p>第44条 ユニット型指定介護老人福祉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p>

改 �正 案	現 行
(1) ~ (4) 略 2・3 略 4 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備等の内装には、 <u>県産の木材</u> を利用するよう努めなければならない。	(1) ~ (4) 略 2・3 略 4 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備等の内装には、木材を利用するよう努めなければならない。

介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(施設) 第5条 介護老人保健施設には、次に掲げる施設を設けなければならない。 (1) ~ (13) 略 2・3 略 4 第1項各号に掲げる施設の内装等には、 <u>県産の木材</u> を利用するよう努めなければならない。 (施設) 第44条 ユニット型介護老人保健施設には、次に掲げる施設を設けなければならない。 (1) ~ (9) 略 2・3 略 4 第1項各号に掲げる施設の内装等には、 <u>県産の木材</u> を利用するよう努めなければならない。	(施設) 第5条 介護老人保健施設には、次に掲げる施設を設けなければならない。 (1) ~ (13) 略 2・3 略 4 第1項各号に掲げる施設の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。 (施設) 第44条 ユニット型介護老人保健施設には、次に掲げる施設を設けなければならない。 (1) ~ (9) 略 2・3 略 4 第1項各号に掲げる施設の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(構造設備の一般原則) 第3条 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。 2 養護老人ホームの設備の内装等には、 <u>県産の木材</u> を利用するよう努めなけ	(構造設備の一般原則) 第3条 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。 2 養護老人ホームの設備の内装等には、木材を利用するよう努めなけれ

改 �正 案	現 行
ればならない。	らない。

特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(構造設備の一般原則)</p> <p>第4条 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。</p> <p>2 特別養護老人ホームの設備の内装等には、<u>県産の木材</u>を利用するよう努めなければならない。</p>	<p>(構造設備の一般原則)</p> <p>第4条 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。</p> <p>2 特別養護老人ホームの設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。</p>

軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(構造設備等の一般原則)</p> <p>第3条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームの設備の内装等には、<u>県産の木材</u>を使用するよう努めなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(構造設備等の一般原則)</p> <p>第3条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームの設備の内装等には、木材を使用するよう努めなければならない。</p> <p>3 略</p>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(構造設備)</p> <p>第5条 療養介護の事業を行う者（以下この章において「療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「療養介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、</p>	<p>(構造設備)</p> <p>第5条 療養介護の事業を行う者（以下この章において「療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「療養介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、</p>

改 �正 案	現 行
日照、採光、換気等のその者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。 2 療養介護事業所の内装等には、県産の木材の利用に努めなければならない。	日照、採光、換気等のその者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。 2 療養介護事業所の内装等には、木材の利用に努めなければならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(構造設備) 第4条 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。 2 略 3 障害者支援施設の内装等には、県産の木材の利用に努めなければならない。	(構造設備) 第4条 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。 2 略 3 障害者支援施設の内装等には、木材の利用に努めなければならない。

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(一般原則) 第4条 児童福祉施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、入所者一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 2～4 略 5 児童福祉施設の内装等には、県産の木材を利用するよう努めなければならない。	(一般原則) 第4条 児童福祉施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、入所者一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 2～4 略 5 児童福祉施設の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(施設) 第5条 介護医療院には、次に掲げる施設を設けなければならない。 (1)～(14) 略	(施設) 第5条 介護医療院には、次に掲げる施設を設けなければならない。 (1)～(14) 略

改 �正 案	現 行
2・3 略	2・3 略
4 第1項各号に掲げる施設の内装等には、 <u>県産の木材</u> を利用するよう努めなければならない。 (施設)	4 第1項各号に掲げる施設の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。 (施設)
第44条 ユニット型介護医療院には、次に掲げる施設を設けなければならない。 (1)～(10) 略	第44条 ユニット型介護医療院には、次に掲げる施設を設けなければならない。 (1)～(10) 略
2・3 略	2・3 略
4 第1項各号に掲げる施設の内装等には、 <u>県産の木材</u> を利用するよう努めなければならない。	4 第1項各号に掲げる施設の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(構造設備の一般原則)	(構造設備の一般原則)
第4条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。	第4条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。
2 女性自立支援施設の内装等には、 <u>県産の木材</u> を利用するよう努めなければならない。	2 女性自立支援施設の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(一般原則)	(一般原則)
第4条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、入所している児童一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならぬ。	第4条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、入所している児童一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
2～6 略	2～6 略
7 一時保護施設の内装等には、 <u>県産の木材</u> を利用するよう努めなければならない。	7 一時保護施設の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。